

この負担額は現時点のものであり、今後変更される場合がございます。

### 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額

階 層		1号認定	2号認定				3号認定	
		3歳児以上	3歳児		4歳児以上		0~2歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	町民税均等割 非課税世帯	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円
第3	町民税所得割 非課税世帯		8,000円	7,800円	7,000円	6,800円	10,000円	9,800円
第4	所得割課税世帯 (48,600円未満)	6,000円	11,000円	10,800円	10,000円	9,800円	13,000円	12,800円
第5	所得割課税世帯 (77,000円未満)	7,000円	17,000円	16,600円	15,000円	14,600円	19,000円	18,600円
第6	所得割課税世帯 (97,000円未満)	8,000円	21,000円	20,600円	19,000円	18,600円	23,000円	22,600円
第7	所得割課税世帯 (133,000円未満)		23,000円	22,600円	20,000円	19,600円	28,000円	27,400円
第8	所得割課税世帯 (169,000円未満)	9,000円	25,000円	24,600円	21,000円	20,600円	32,000円	31,400円
第9	所得割課税世帯 (211,000円未満)		26,000円	25,400円	22,000円	21,600円	36,000円	35,200円
第10	所得割課税世帯 (235,000円未満)	12,000円	27,000円	26,600円	23,000円	22,600円	39,000円	38,400円
第11	所得割課税世帯 (301,000円未満)		29,000円	28,600円	24,000円	23,600円	45,000円	44,200円
第12	所得割課税世帯 (397,000円未満)	14,000円	31,000円	30,400円	25,000円	24,600円	50,000円	49,200円
第13	所得割課税世帯 (397,000円以上)	16,000円	33,000円	32,400円	26,000円	25,600円	60,000円	59,000円

※本表は平成27年度の利用者負担額であり、28年度以降は変更される場合があります

- 1 利用者負担額は、第1子の金額で、認定こども園や保育園等に同一世帯から兄弟姉妹が同時に利用する場合は、その半額、第3子以降の児童は無料となります。

なお、1号認定については、小学校1年生から3年生までの兄弟がいる場合は、その児童を含めて数えます。

- 2 非課税世帯の母子等とは、母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者(児)のいる世帯です。
- 3 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者(児)のいる世帯の利用者負担額は、1号認定においては第2階層、第3階層は無料とし、第4階層、第5階層については、それぞれに定める額から1,000円を控除した額とし、2号認定、3号認定においては第2階層は無料とし、第3階層、第4階層については、それぞれに定める額から1,000円を控除した額とします。
- 4 この利用者負担額のほか、各園によっては給食費などの実費徴収や上乘徴収がある場合があります。
- 5 新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担額は、現行どおり各幼稚園が定めます。